第七百三十五条の二第一項	社債発行会社	社会医療法人債発行法人
	第七百十四条の七	医療法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七
第七百三十五条の二第二項	社債発行会社	社会医療法人債発行法人
	本店	主たる事務所
第七百三十五条の二第三項	社債発行会社	社会医療法人債発行法人
	営業時間内	執務時間内
	法務省令	厚生労働省令
第七百三十五条の二第四項	第七百三十二条から前条まで	医療法第五十四条の七において準用する第七百三十二条から前条まで

第五条の六の表第七百四十条第一項の項中「又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「、第八百十条（第八百十三条第二項（第八百十六条の八」に改め、同表第七百四十条第三項の項中「及び第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項」に、「及び第七百九十九条第二項」を「、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」に改め、「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を、「社会医療法人債管理者」の下に「又は社会医療法人債管理補助者」を加え、同表第八百六十八条第四項の項中欄中「、第七百六条第四項」を「及び第七百六条第四項の規定」に、「、第七百十四条第一項及び第三項、」を「並びに第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに」に、「並びに」を「及び」に改め、同項下欄中「、第七百六条第四項、」を「及び第七百六条第四項の規定、同法第五十四条の七において準用する」に、「、第七百十四条第一項及び第三項、」を「並びに第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第五十四条の七において準用する」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第八百七十四条第一号の項中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「又は第七百十四条第三項」の下に「（第七百十四条の七」を、「社会医療法人債管理補助者」を「準用する第七百十四条第三項」の下に「（同法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七」を加える。

第五条の九中「社会医療法人債管理補助者」を、「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、同条の表担信法第三十一条の項を次のように改める。

担信法第三十一条	会社法第七百十七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項
	同法第七百十七条第二項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百十七条第二項
	同法第七百十八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十九条第一項本文

	同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第一項ただし書
	同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項
	同条第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十五条の二第一項
	第七百十四条の七	医療法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七

第五条の九の表担信法第三十三条第一項の項を次のように改める。

担信法第三十三条第一項	会社法第七百三十一条第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第一項
	同法第七百三十五条の二第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十五条の二第一項

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十二の見出しを「（役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え）」に改め、同条中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に、「社会福祉法人に対する損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「及び第百十六条第一項」を「、第百十六条第一項、第百十八条の二第二項第二号及び第五項並びに第百十八条の三第二項」に、「同号」を「同法第百十五条第四項第三号」に、「同項」を「同法第百十六条第一項」に、「読み替える」を「、同法第百十八条の二第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一項」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項、同法第四十五条の二十第三項及び同法第四十五条の二十二の二において準用する第百十六条第一項」と、同法第百十八条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項及び同法第四十五条の二十第三項」と読み替える」に改める。

（消費生活協同組合法施行令の一部改正）

第三条　消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十一条の八第二項」を「第三十一条の十第二項」に、「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改める。

第十一条中「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

第十二条第一項中「第三十一条の八第二項」を「第三十一条の十第二項」に、「第三十一条の七第六項」を「第三十一条の九第六項」に改め、同条第二項中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第二項」に、「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　　義偉